

第1部

序

論

The 2nd Master Plan of
Ibusuki City

第1節 計画策定の視点と目的

1. 計画策定にあたっての基本的な視点

指宿市は、平成18(2006)年1月1日に、それまでの指宿市、山川町、開間町の1市2町が合併して誕生したまちです。池田湖を中心として位置するそれぞれのまちは、昔から歴史や文化、日常生活圏などあらゆる面でつながりが強く、「いぶすき菜の花マラソン大会」などのイベントや観光・農林水産業などにより一体感を醸成しながら発展してきました。

目指す将来都市像「豊かな資源が織りなす 食と健康のまち」を実現するため、各種政策・施策を実施してきたところですが、第一次総合振興計画の計画期間が平成27(2015)年度をもって終了することから、今回、第二次総合振興計画(平成28(2016)年度～平成37(2025)年度)を策定しました。

なお、第二次総合振興計画(以下、「総合振興計画」)の策定にあたっては、少子・高齢化の一層の進行や東日本大震災などによる社会・経済情勢の急激な変化、地方創生に向けた取り組みなどの新たな時代の潮流に応えるため、すべての基本計画を見直してあります。



2. 計画策定の目的

総合振興計画は、総合的なまちづくりの計画であり、目指すべきまちの将来像を描き、まちづくりの目標を明確にする今後10年間の羅針盤となるものです。

また、市民、事業者との協働によるまちづくりを進めるための指針であり、地域の均衡ある発展、今後の新たな時代環境に柔軟に対応することを目的として策定するものです。



第2節 計画の役割と位置付け

1. 指宿市政運営の最高方針

総合振興計画は、これまで地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合振興計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、国の地域主権改革の下、平成23(2011)年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定および議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなりました。

しかし、総合振興計画は、従来から本市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる計画で、行政の各種計画や施策の基本となるものであると同時に、今後の10年間の指宿市の羅針盤として、行政内部および市民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示す計画であることから、法的な策定義務がなくなっても、まちづくりのビジョンである基本構想は、市民の代表である市議会の議決を経ることで、市全体の総意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要かつ重要なことであると考えます。

したがって、本市では条例を新たに定めて、これに則り基本構想を策定し、議会の議決を経ることとします。



2. 新市建設計画との整合性

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により、合併協議会において策定が義務付けられた計画であり、「合併協定項目」のひとつとして合併後も尊重され、実施していくべきものです。

一方、総合振興計画は平成23(2011)年に地方自治法が改正されるまでは、同法に基づき策定される基本構想を核とした計画です。

従って、合併市町村には例外なくこの2つの計画が並行して存在することとなり、その整合性を図る必要が生じています。

どのように整合性を図るかについては、財政状況等を勘案しつつ取捨選択し、優先順位を付することにより行うこととしますが、具体的には、新市建設計画の中から、より具現性の高いものを抽出し、基本計画および実施計画へと委ねられることとなります。

近年、国の地方財政改革による国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税[※]の見直しに伴い、地方財政は合併前の予想を上回る極めて厳しい局面を迎えています。新市建設計画についても、そのあまりに早い状況変化から厳正な見直しを余儀なくされています。

この総合振興計画では、新市建設計画の考え方を基本としながら、また現在の財政状況を勘案しながら、本市の将来に希望の持てる計画となるよう各種施策を推進していきます。



※地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税およびたばこ税の一定割合を、地方自治体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のこと

第3節 計画の構成と期間

1. 基本構想

基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像や将来目標、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

期間は、平成28(2016)年度を初年度とし、平成37(2025)年度までの10年間とします。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したものです。

期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。

平成33(2021)年度から平成37(2025)年度までの5年間については、後期基本計画を策定します。

3. 重点アクションプラン

基本計画の中でも特に“地方創生”については、その実現に向けて、市全体として重点的に取り組む事項をまとめた、「指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]」(以下、「戦略」という。)を策定しています。

この戦略を重点アクションプランと位置付け、総合振興計画とともに一体的な取り組みを実施していきます。

期間は平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間です。

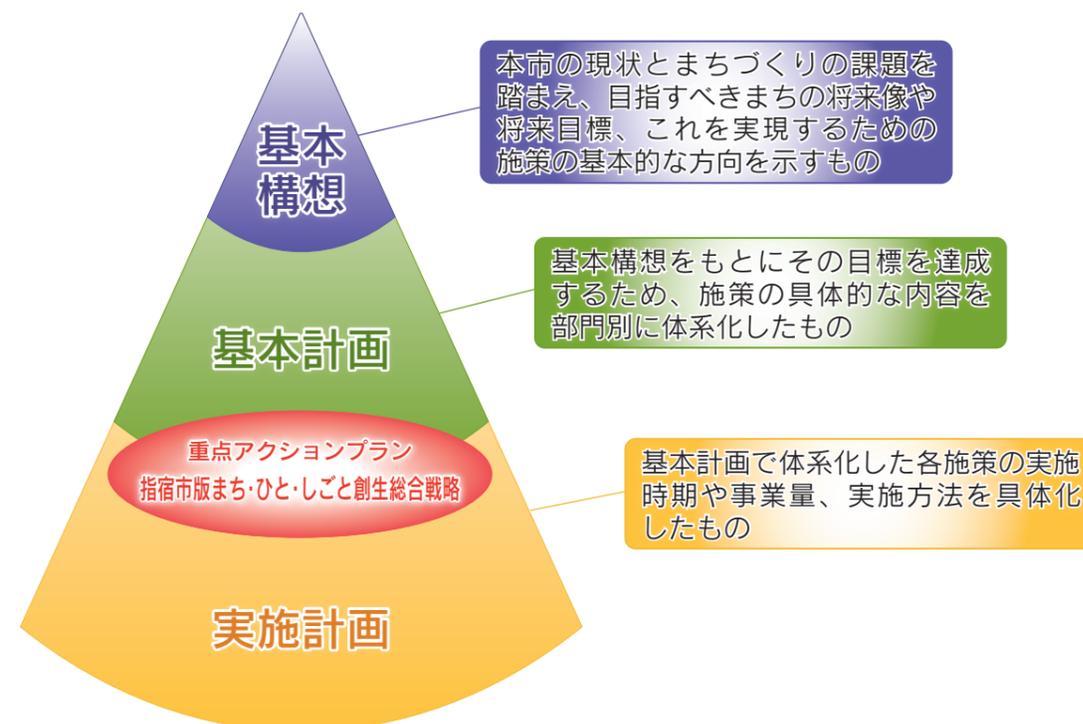
なお、戦略の内容については、毎年度行われる効果検証の結果に基づき、随時見直しを図っていきます。

4. 実施計画

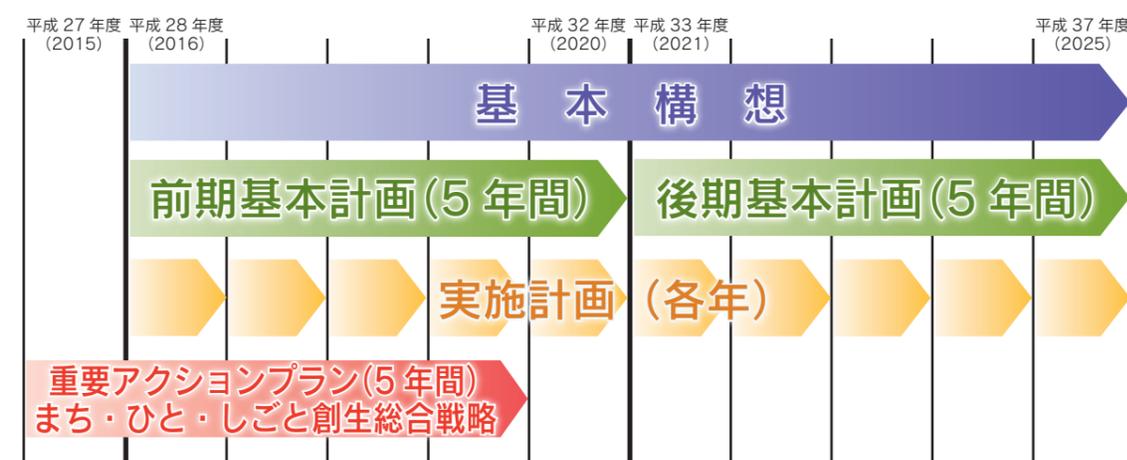
実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施時期や事業量、実施方法を具体化したもので、各年度の予算編成の指針となります。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に行っていくため、各事業を基本計画に位置付け、計画に掲げられる施策について随時、その必要性を客観的に評価していきます。

■計画の構成



■計画の期間



※まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(同条第2項および第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努力義務が課せられている。

1. 加速する少子高齢化社会と人口減少時代への突入

日本の年間出生数は、昭和48(1973)年の209万人以降、減少傾向が続いており、平成26(2014)年には100万人と昭和48(1973)年の47.8%にまで減少しています。

合計特殊出生率[※]でも、当時最も高かった昭和46(1971)年の2.16から平成26(2014)年では約4割減の1.42となっており、長期的に人口を維持できるとされる2.08を大きく下回っています。

今後は、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するとともに、社会全体で子どもを育てていくという視点に立った取り組みが必要になります。

一方、日本の高齢化は、世界に類の無い速さで進行しており、65歳以上人口は平成22(2010)年の2,958万人(人口構成比23.1%)から、団塊の世代が高齢者となる平成27(2015)年には3,277万人(人口構成比26.0%)になるとともに、その後も高齢者人口は増加が継続し、平成54(2042)年以降は高齢者人口が減少に転じるものが高齢化率は上昇することが推計されています。

今後は、医療・介護など高齢者に掛かる費用の次世代の負担を軽減するために、高齢者の生活を地域社会が支え、高齢者も子育て支援など様々な形で地域社会に貢献するなど、地域とともに支え合う仕組みをつくる必要があります。

2. 深刻化する環境問題

私たちの様々な活動に起因する環境問題は、生活排水による水質汚濁や廃棄物などの身近な問題から、エネルギーの大量消費などによる地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨の問題など地球規模の環境問題に至るまで複雑多岐にわたっています。

これらの環境問題解決に向け、各種リサイクル関連法の整備やダイオキシン等の化学物質管理の推進、地球温暖化問題に対応するための国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)など様々な取り組みが行われていますが、問題はより一層深刻化することも予想されています。

地球環境問題は、人類共通の課題であり、現代に生活する私たちには、将来世代に豊かな自然環境・資源を引き継ぐ使命があります。物の豊かさや便利さだけを追求するのではなく、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、自然と共生しながら限りある資源を有効に活用するなど、環境への負荷の少ない社会経済システム、循環型社会の構築が求められています。

市民や事業者、行政の各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、協働して環境保全活動に自主的・積極的に取り組むことが重要となっています。

※合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値。妊娠可能な年齢(15~49歳)の全女性を対象に、年齢ごとに子どもの出生数を女性人口で割った出生率を算出し合計したものの

3. 安全・安心の確保

近年、世界各地においては、地震や津波などの自然災害や、テロ行為などの人為災害が多く発生しています。

国内においても、地震や台風、大雨などの自然災害が、これまでを上回る規模で発生しています。

また、犯罪が凶悪化、巧妙化、低年齢化するとともに、飲酒運転による交通事故等が依然として発生しており、人々の安全・安心な生活が脅かされています。

今後は、自然災害や凶悪犯罪、テロ行為などについて、行政はもちろんのこと、市民・企業・地域社会全体で防災・防犯体制を構築し、連携・協働して、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

4. 国際化・高度情報化社会の進展

技術の向上に伴い、人や物の輸送手段が充実し、国際的な交流が増加するとともに、海外旅行や輸出入等が手軽に行えるようになったことで、世界各国間の時間的距離は急速に確実に縮まり、経済活動をはじめ、人や物、文化など、交流の国際化はますます進展しています。

また、インターネットの普及やブロードバンド[※]環境の充実など、ICT[※]の進歩による高度情報化社会が進展しており、誰もが容易に、即座に世界中の情報を入手できるようになりました。

現在、国は、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」が情報通信技術の恩恵を受けられる社会の実現に向けた政策を進めており、コンピューターや携帯電話のみならず、自動車や家電などのあらゆるものがつながった、便利で快適な社会の実現を目指しています。

これからは、国際間競争に対応できる世界に開かれたまちづくりが必要であり、一人ひとりが、国際理解を深め、国際社会の一員として世界的視野に立って行動するとともに、整備されたコンピューターネットワークを有効活用するなど、国際化・高度情報化社会に対応する必要があります。

※ブロードバンド

光ファイバーやADSLなどの高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピューターネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス

※ICT

情報(Information)や(and)通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称

5. 地方分権(地域間競争・協働時代への対応)

地方分権推進法の成立を機に、議論の段階から実行の段階へ入った地方分権の推進は、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも位置付けられています。

社会構造改革に対応した新しい行政のあり方が求められる中、「地方分権一括法」や「三位一体の改革[※]」により、国に集中していた権限や税源が地方に移譲され、地方が自立し「自己決定と自己責任」の考え方のもと、責任を持つ分権の時代となりました。

分権の時代は、地域が自らの創意と工夫と努力で魅力ある地域をつくり、他の地域と競い合う地域間競争の時代でもあります。

今後は、地域間競争に打ち勝っていけるような魅力ある地域づくりを進める一方、観光や環境保全等については、広域で連携・協調しながら取り組む必要があります。

6. 市民と行政との協働

これまでのまちづくりは、行政があらゆる公共サービスを担い、市民はサービスの受け手という形で展開してきました。しかし、地方分権の進展や行政需要の多様化、急速な少子高齢化の進行などの様々な要因により、これまでのように行政だけで公共サービスを提供することは、質的にも量的にも困難な状況になっています。

今後は、行政だけがすべてを担うのではなく、市民や地域、NPO[※]等の市民団体、企業など、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの立場や役割を認識・尊重し、情報を共有しながら、知恵と力を出し合い、今ある課題の解決に向けて取り組むことが重要となってきています。

また、地方分権の時代において、地方自治体は国・県への依存体質から脱却し、市民のニーズや地域の実情を的確に把握するとともに、将来を見据えた政策を進めることが求められています。

「まちづくりの主役」である市民が積極的に市政に参加できるよう、行政は分かりやすい情報を提供するとともに、計画・実施・評価それぞれの段階において市民が主体的に参画できるような仕組みを創り上げる必要があります。



※三位一体の改革

地方分権の推進にあたって、地方公共団体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」、「国庫補助負担金の削減」、「地方交付税の見直し」を一体的に行う改革のこと

※NPO

民間非営利組織のことで、英語：Non Profit Organization の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

第1節 指宿市のあゆみ

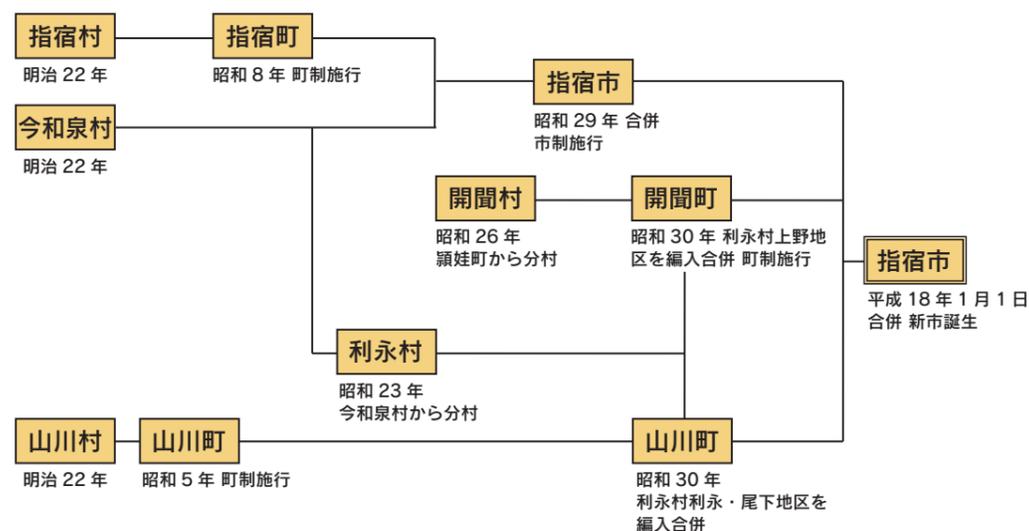
1. 沿革

本市内には、指宿橋牟礼川遺跡や成川遺跡、水迫遺跡など、様々な遺跡が散在しており、今から約2万8千年前のはるか昔、旧石器時代から先人たちが生活していたことが分かっています。その後、幾多の変遷があり、平安時代から室町時代には指宿氏、禰寝氏、顛娃氏が割拠したこともありましたが、安土・桃山時代から江戸時代の末期までは島津氏が統治していました。

明治22(1889)年、近代的な地方自治制度を導入するため「市制・町村制」が施行されました。これを契機に「明治の大合併」が始まり、指宿郷・今和泉郷・山川郷は、それぞれ指宿村・今和泉村・山川村となっています。

その後、昭和5(1930)年に山川村、昭和8(1933)年に指宿村で町制が施行され、昭和23(1948)年には今和泉村から利永地区が分離し、利永村が誕生しました。昭和26(1951)年には、顛娃町から十町地区・仙田地区が分離し、開間村が誕生しています。

また、昭和28(1953)年、「町村合併促進法」が施行され、これを契機に「昭和の大合併」が始まりました。昭和29(1954)年には指宿町と今和泉村の合併で指宿市が誕生し、昭和30(1955)年には山川町が利永村の利永地区と尾下地区を編入合併、開間村が利永村の上野地区を編入合併し、同時に町制を施行しています。



2. 新「指宿市」の誕生

21世紀を迎え、市町村を取り巻く情勢は、住民の日常における生活圏の広域化や地方分権の推進、少子高齢化の進行、国・地方の厳しい財政状況など、大きく変化しました。

また、地方分権の観点から、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の力が問われる時代となりました。

これらに的確に対応するため、平成13(2001)年5月に「指宿市郡市町合併調査研究会」を設置し、平成14(2002)年4月には県内でいち早く「指宿地区任意合併協議会」を設置しました。

その後、平成15(2003)年1月に「指宿地区4市町合併協議会」を設置し、合併の協定項目について協議を行いました。平成16(2004)年11月、顛娃町の協議会離脱を受け、指宿市、山川町、開間町は、協議会の名称を「指宿地区3市町合併協議会」に変更し、その後、新市建設計画を含む合併協定項目すべてを協議・承認し、住民説明会を開催しています。

そして、平成17(2005)年2月8日、3市町で合併調印式を挙行し、同年8月6日の総務大臣の告示(総務省告示第98号)を受け、平成18(2006)年1月1日に新「指宿市」が誕生しました。

新「指宿市」においては、新市建設計画および第一次指宿市総合振興計画に基づき、将来都市像である「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」の実現に向けたまちづくりを推進してきています。



第2節 指宿市の特性

1. 位置・面積・気候

本市は、薩摩半島最南端に位置しており、東は鹿児島湾を隔てて大隅半島に対峙し、西は南九州市、南は東シナ海、北は県都鹿児島市に面しています。

面積は148.84km²であり、鹿児島県全体の約1.6%となっています。

また、地目別面積は、下表のとおりであり、山林の占める割合が高くなっています。

気候は、年平均気温が18.4℃、年間総降水量が2,375mmとなっています。

温暖で亜熱帯的な気候であり、市内にはソテツが自生しているほか、幸せを呼ぶといわれている熱帯蝶「ツマベニチョウ」が生息する北限の地ともいわれています。

■地目別面積

単位：km²

山林	畑	湖沼	宅地	原野	田	鉱泉地	その他	総数
48.53	36.71	0.15	10.39	2.29	3.15	0.01	47.61	148.84

資料：統計いぶすき(平成27年度版)

■年平均気温

単位：℃

年	平均最高	平均最低	平均
平成24(2012)年	22.4	14.2	18.4
25(2013)年	23.2	14.1	18.4
26(2014)年	22.7	13.9	18.4

資料：統計いぶすき(平成27年度版)

■年間総降水量

単位：mm

年	総降水量	最大日量
平成24(2012)年	2,803.5	223.5
25(2013)年	2,084.5	117.0
26(2014)年	2,375.0	66.2

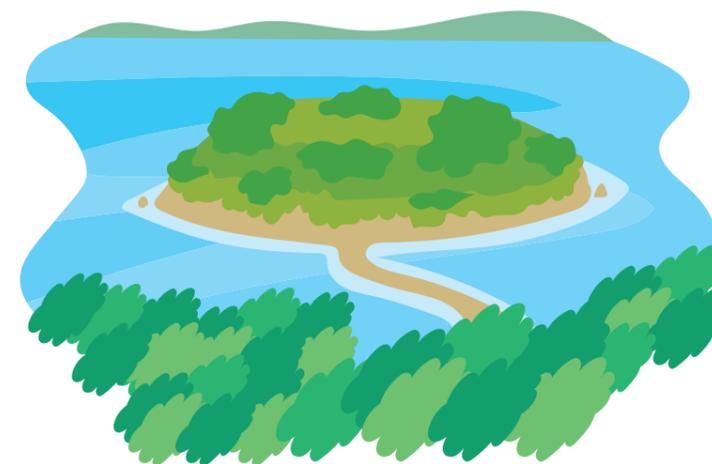
資料：統計いぶすき(平成27年度版)

2. 自然

本市は、中央部に九州最大の湖「池田湖」、東部に潮の干満で陸続きになる、環境省のかおり風景100選に認定された「知林ヶ島」、南西部に標高924m、日本百名山のひとつで薩摩富士と呼ばれる「開聞岳」、南部に南国ムード漂う「長崎鼻」を有しています。

また、本市は霧島火山帯、鹿児島湾入口の阿多カルデラの中に位置することから、その副産物として、世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉資源に恵まれています。

このほか、天然の良港であり“鶴の港”と呼ばれる「山川港」や、1日10万tも湧き出る清水を有し国土交通省の水の郷百選にも認定された「唐船峡」などもあります。



第3節 市民から見た指宿市

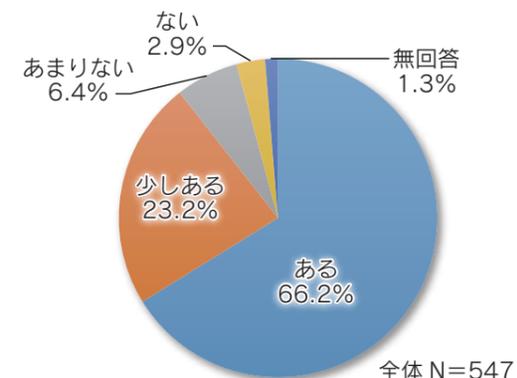
総合振興計画を策定するにあたり、平成26(2014)年7月に、市民を対象にした「指宿市民まちづくりアンケート」、中学生・高校生を対象にした「いぶすき若人まちづくりアンケート」、小学生を対象にした「未来のいぶすき夢アンケート」を実施しました。

その主な結果は、次のとおりです。

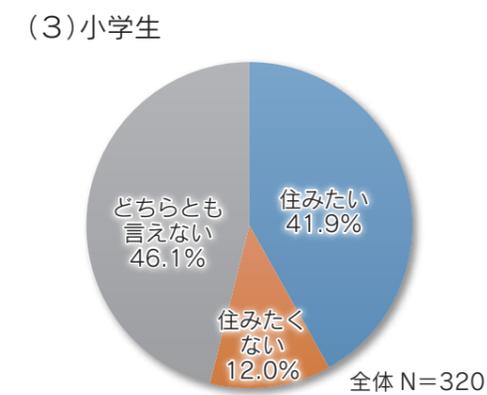
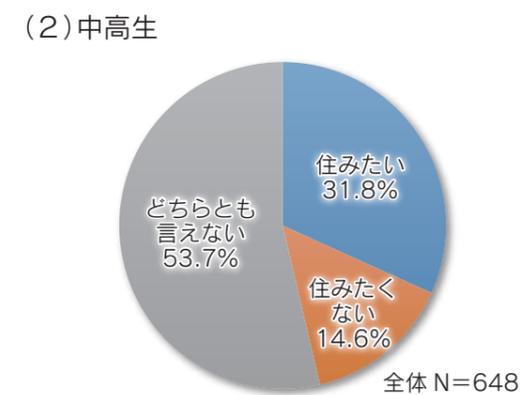
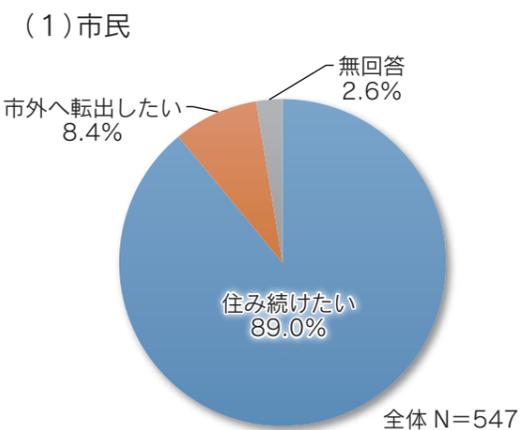
■アンケート対象者および回答率

アンケート名	対象者	対象者数	回答者数	回答率
指宿市民まちづくりアンケート	本市に住所を有する18歳以上の男女から無作為に抽出した2,000人	2,000人	547人	27.4%
いぶすき若人まちづくりアンケート	市内の中学校・高校に通学する中学3年生および高校3年生全員 (市外からの通学者含む)	695人	648人	93.2%
未来のいぶすき夢アンケート	市内の小学校に通う小学6年生全員	359人	320人	89.1%

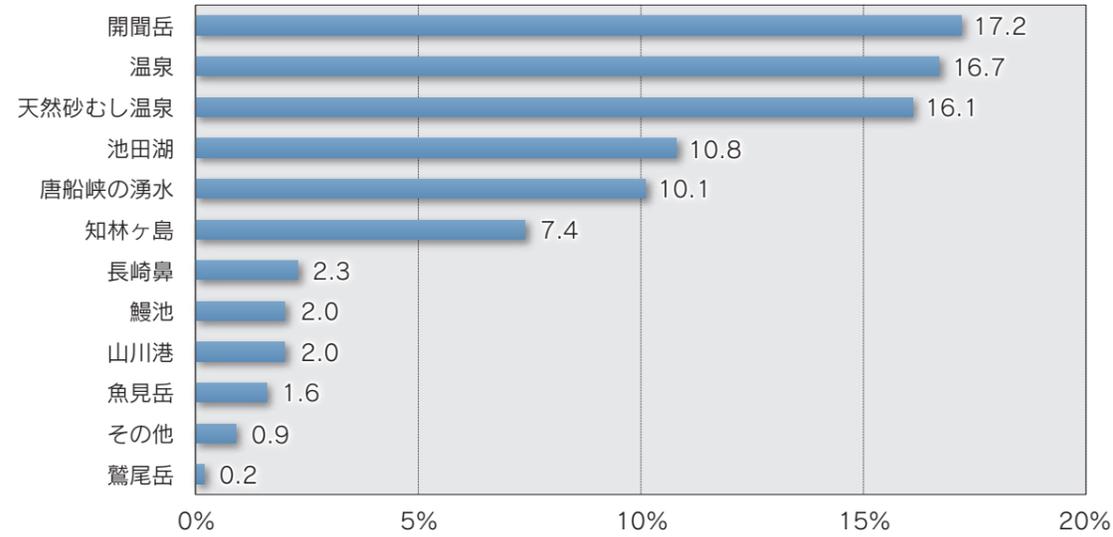
1. 指宿市に愛着がありますか？（学生を除く市民）



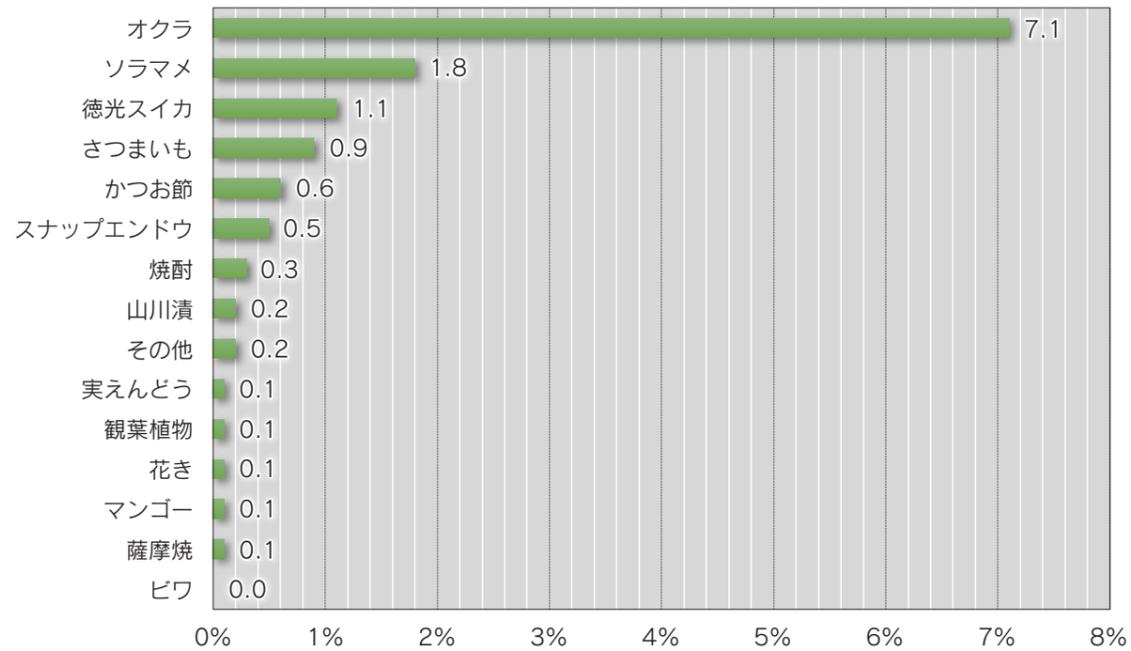
2. 指宿市に住み続けたいですか？



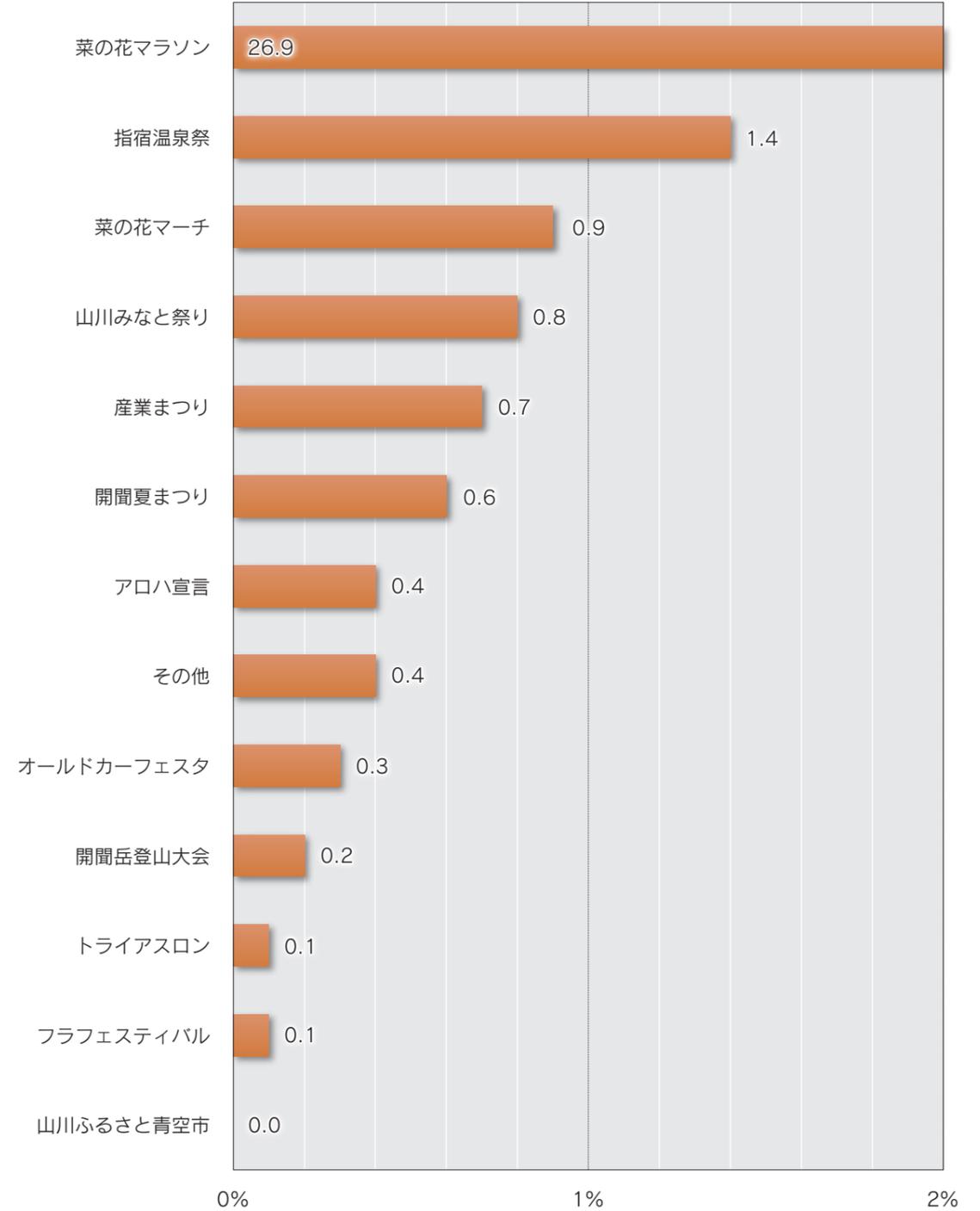
3. 指宿市の自然で大切にしたいものは何ですか？（学生を除く市民）



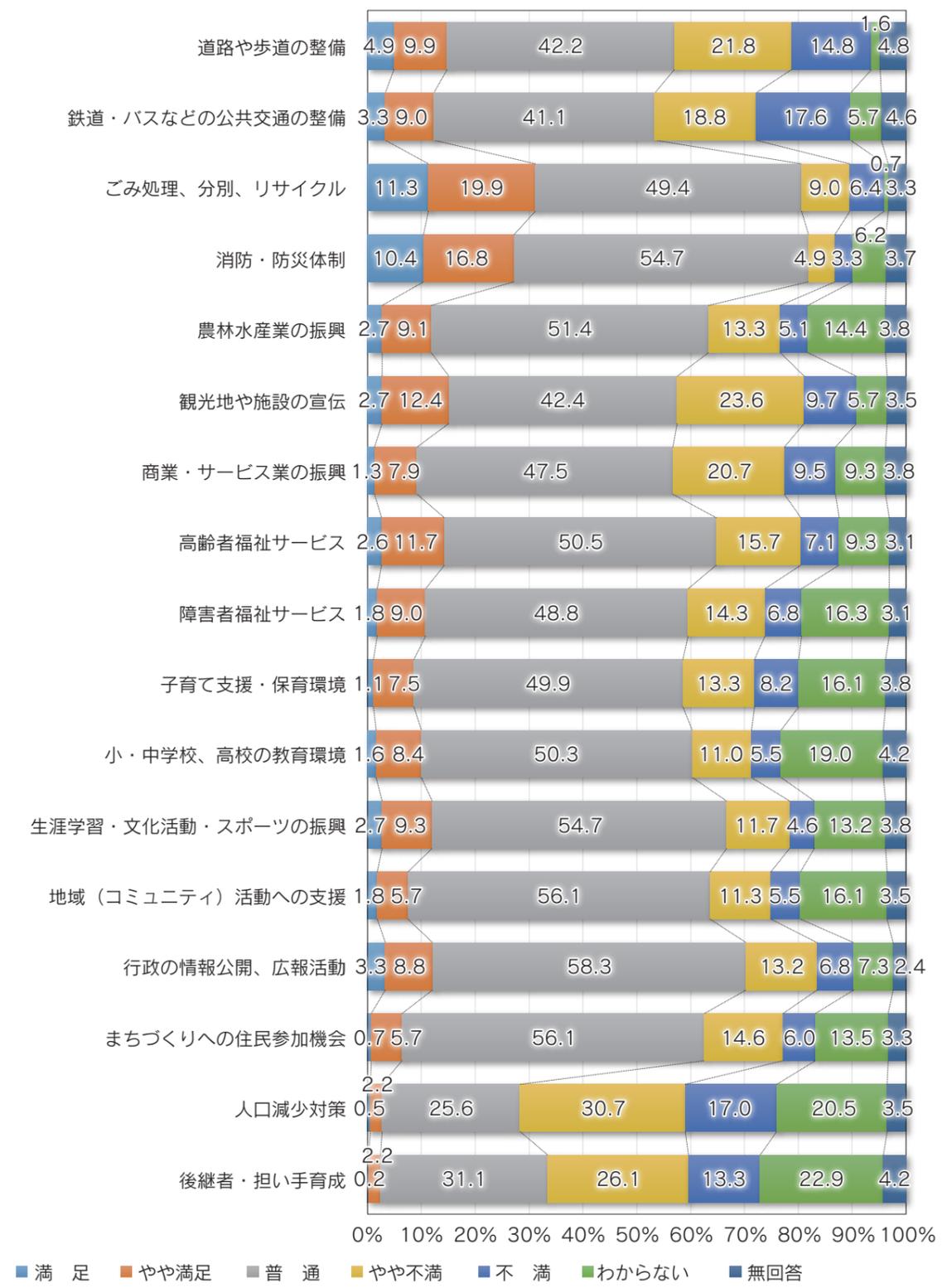
4. 指宿市の特産品で大切にしたいものは何ですか？（学生を除く市民）



5. 指宿市のイベントや祭りで大切にしたいものは何ですか？（学生を除く市民）



6. 指宿市の施策の満足度について(学生を除く市民)



7. 指宿市はどの分野に力を注ぐべきだと思いますか？(学生を除く市民)

